

代表水越孝の“ひらめき”視点



01

日韓関係、正常化へ。 相互不信を払しょくし、共通利益の追求を

3月6日、韓国の尹錫悦(ユン・ソンニョル)大統領は懸案だった元徴用工賠償問題について韓国側の財団が賠償を肩代わりすることを骨子とする最終案を発表、日本政府はこれを評価するとともに過去の政権が表明した“反省とお詫び”を継承することを確認した。これを受けて韓国政府は2019年に破棄を通告した防衛機密に関する協定(GSOMIA)の正常化を表明、両政府は今月中旬にも日本で首脳会議を開催することに合意した。

とは言え、慰安婦問題の経緯もあり日本側の疑念が完全に払しょくされわけではないし、韓国内における大きな反発も予想される。それでも尹氏が、自国の大法院(最高裁)判決より国際法を優先させる“決断”

を選択し、日本もこれに応じた背景には地政学リスクの高まりに加えて、国内の厳しい経済情勢がある。国際通貨基金(IMF)が今年1月に発表した2023年の世界経済見通しは+2.9%、一方、日本は+1.8%、韓国は+1.7%、両国とも平均を1ポイント以上下回る。つまり、安全保障と経済の両面において両国の国益は一致しているということだ。

国内における異論や批判を押さえ、今回の解決案を真に不可逆的なものとするためには目に見える“成果”が必要だ。日本はGSOMIA破棄の原因となった韓国向け輸出管理の厳格化措置を解除すると表明、韓国側も世界貿易機関(WTO)への紛争解決手続きを中断すると発表した。経済における正常化は大きく前進するはずだ。安定した互恵関係にもとづく、新たな成果の創出に期待したい。

ただ、解決案は未来と過去を分断するものではない。被害を受けたとする側の集団的な“記憶”が歴史の中で客観視されるには膨大な時間を要するし、価値観の変化や政治的立場の変質によって“記憶”が書き直されることもある。奴隷貿易への関与に対するオランダ首相の謝罪、コンゴ植民地支配に対するベルギー国王の悔恨の表明、100年前の植民地支配に対してドイツがナミビアに表明した道義的責任、カリフォルニア議会による日系人強制収容に対する公式謝罪、、、いずれもこの1、2年の間に起こった“歴史問題”の一部である。無論、これらにはそれぞれの背景があるだろう。だからこそ、我々はしっかりと歴史に学ぶ必要がある。1910年はまだ遠くない。

2023.03.10



02

インバウンド、本格再開。 量ではなく質を戦略の基軸に地方再生を!

3月1日、中国から日本への入国制限が緩和された。引き続き「出国前72時間以内の陰性証明」は必要とされるが、直行便での入国者全員に義務付けていたPCR検査は2割程度のサンプル調査に変更される。具体的には検疫所がサンプルとなる航空便を指定、当該航空機の乗客のみに検査を実施、他の便の搭乗者は検査が免除される。あわせて、成田、羽田、中部、関西に限定していた空港制限も解除、増便も認められる。

昨年10月、政府は入国者数の上限撤廃など水際対策の緩和に踏み切った。日本政府観光局によると1月の訪日外客数は149万7300人、コロナ前(2019年1月)の55.7%まで回復した。トップは韓国の56万5200人(同72.5%)、台湾の25万9300人(同66.9%)がこれに続く。東南アジアも順調に回復、とりわけベトナムとシンガポールからの入国者はコロナ前を上回った(前者は5万1500人、同45.6%増、後者は

2万6700人、同17.7%増)。一方、中国は3万1200人と同4.1%にとどまる。それだけに対中緩和に対する業界の期待は大きい。

とは言え、「量」に浮かれるだけでは疲弊するばかりである。コロナ前の2019年、訪日外国人数は震災翌年の2012年比で3.8倍、国内の宿泊者数は同1.4倍へ拡大した(国土交通省観光庁)。ところが、「宿泊・飲食サービス業」の従業者に支給された月間現金給与額は同1%のマイナスだ(厚生労働省)。もちろん、非正規の拡大が背景にあるとは言え、同じことが繰り返されるのであれば「安い日本」を加速させるだけである。問われるべきはクオリティだ。日本というコンテンツの対価をいかに国際水準に引き上げるか、ここに知恵を絞る必要がある。

弊社も役員企業として参加させていただいている(一社)地方創生インバウンド協議会*が発足したのは2018年、活動が軌道に乗ろうとした矢先のパンデミックはまさに想定外だった。とは言え、この3年間はあったからこそ基礎固めが出来たとも言える。富裕層向け旅行コンシェルジュサービスの実証実験、自治体レベルの観光経済波及効果モデルの構築、地方への人口移動を促す「アグリ・スマートシティ構想」など、アフターコロナを見据えた施策にじっくり取り組むことが出来た。協議会が目指すのは地域資源の再発見を通じた地方の再生である。双方の人の移動は地方の可能性を引き出す絶好のチャンスだ。インバウンドはそのトリガーである。

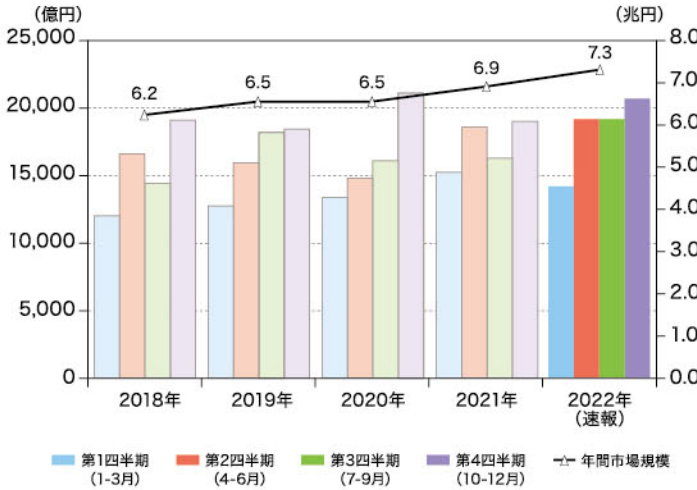
*一社団法人地方創生インバウンド協議会
地域創生・インバウンド事業に関心を持つ企業・団体が包括的な提携のもと、相互に連携・協力し、活力ある地域づくりや人材育成・交流を図り、地域社会の発展に寄与することを理念とする。会員数は一般会員(民間企業など)68社、特別会員(地方自治体など)44団体、計112(2022年12月現在)。

2023.03.03

2022年の住宅リフォーム市場規模は 前年比5.7%増の7.3兆円(速報値)に

株式会社矢野経済研究所(代表取締役社長:水越孝)は、住宅リフォーム市場の短期的な市場トレンド調査を実施し、2022年第4四半期及び2022年計の市場規模(速報値)を公表する。

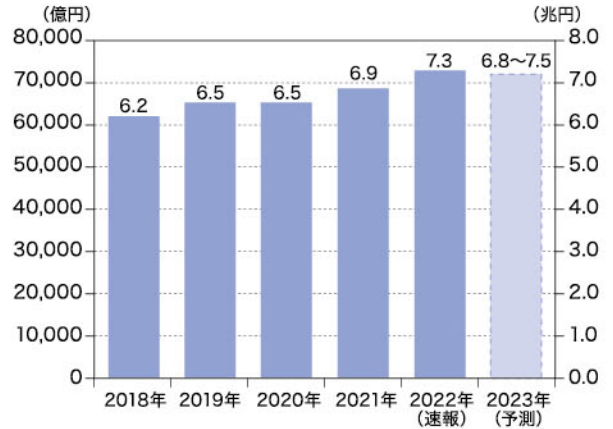
住宅リフォーム市場の四半期別の市場トレンド推移



注1. 2022年第1～第4四半期は速報値(2023年2月現在)

矢野経済研究所調べ

住宅リフォーム市場の短期予測



注2. 2022年は速報値、2023年は予測値(2023年2月現在)

矢野経済研究所調べ

1 市場概況

2022年(1～12月計)の住宅リフォーム市場規模は7兆2,982億円(速報値)、前年比で5.7%増と推計する。「withコロナ」としての生活環境のなか、公私ともに居住空間で過ごす時間の充実を図ることが、コロナ禍前と比較すると大きな変化といえる。住宅・住環境関連への投資(住宅購入後のリフォーム需要への投資)やリフォーム関連消費が活発化したことによって、市場全体が拡大したものと考える。

分野別にみると、2021年(1～12月計)と比較して「設備修繕・維持関連」分野が前年比6.6%増と大きく伸長した。「家具・インテリア等」分野も同6.4%増と回復した。一方、「増改築工事(10㎡超+10㎡以下)」分野は同4.0%減であった。



2 注目トピック

2022年第4四半期の住宅リフォーム市場規模は 前年同期比8.2%増の約2.1兆円

2022年第4四半期(10～12月)の住宅リフォーム市場規模は2兆0,579億円(速報値)、前年同期比で8.2%増と推計する。

国土交通省のこどもみらい住宅支援事業(令和3年度補正予算、令和4年度予備費等)が2022年秋口に補助金申請額の上限に達するといった見通しから、一部駆け込み需要が発生したことが過去四半期ベースのリフォーム市場規模において高水準になった一因と考える。

3 将来展望

2023年の住宅リフォーム市場規模は、6.8～7.5兆円で推移するものと予測する。

2023年は新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行され、行動制限がなくなることが想定される。これにより人々の行動が活発化し、これまで控えていたリフォーム以外の消費支出(レジャー・旅行・飲食等)が本格化するとみられることから、リフォームへの消費支出は減少するとみる。一方で、引き続き住宅・住環境関連への投資やリフォーム関連消費がある程度見込める場合には、リフォーム以外の消費支出を上回り、住宅リフォーム市場規模は堅調、あるいは拡大するものと予測する。

調査要綱

- ① 調査期間: 2022年10月～12月(2022年第4四半期)
- ② 調査対象: 各種統計データ及び住宅リフォーム事業者
- ③ 調査方法: 当社専門研究員による市場規模算出、及び文献調査

● 住宅リフォーム市場とは

本調査における住宅リフォーム市場とは、「10㎡超の増改築工事」、「10㎡以下の増改築工事」、「設備修繕・維持関連」、「家具・インテリア等」の4分野を指す。なお、市場規模は国土交通省「建築着工統計」、総務省「家計調査年報」、総務省「住民基本台帳」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」を基に推計した。

● 市場に含まれる商品・サービス

住宅の躯体・設備等の修理・修繕・改装に関する工事等

出典資料について

- 資料名: ヤノ・レポート 2023年3月10日号
- 発刊日: 2023年03月10日 ● 体裁: B5・66ページ
- 価格(税込): 年間購読 88,000円(本体価格 80,000円)

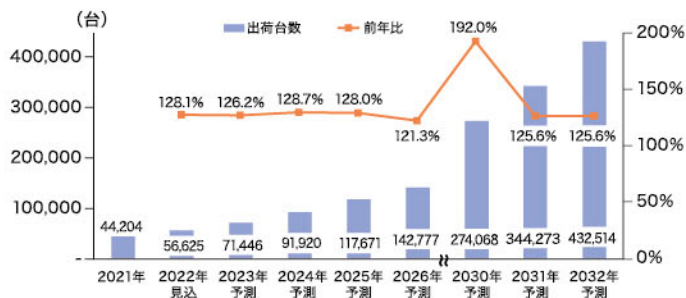
協働ロボット世界市場に関する調査を実施(2023年)

2032年の協働ロボット世界出荷台数を43万台、出荷金額1兆538億円に拡大を予測

～協働ロボットはAIや5Gなど新技術が更に導入され、周辺機器や主要部品なども高性能化・高機能化することで、導入業界や需要分野は増々広がる見通し～

株式会社矢野経済研究所(代表取締役社長:水越孝)は、協働ロボット世界市場を調査し、主要国の関連政策や支援制度、参入企業動向、将来展望を明らかにした。

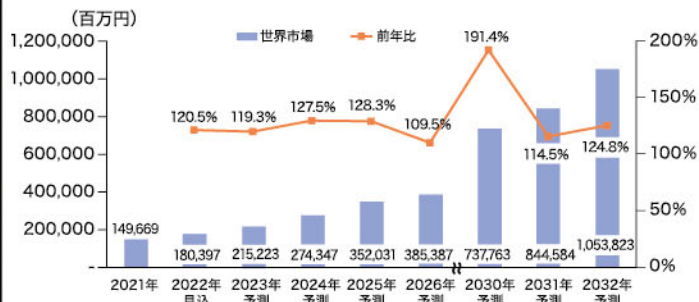
協働ロボット世界出荷台数推移・予測



注1. メーカー出荷台数ベース
注2. 産業用ロボットのうち、ISO 10218-1、ISO 10218-2、ISO TS15066に適合した協働ロボットを対象とする。
注3. 2022年は見込値、2023年以降は予測値
注4. 2030年前年比は2026年比

矢野経済研究所調べ

協働ロボット世界市場規模推移・予測



注1. メーカー出荷金額ベース
注2. 産業用ロボットのうち、ISO 10218-1、ISO 10218-2、ISO TS15066に適合した協働ロボットを対象とする。
注3. 2022年は見込値、2023年以降は予測値
注4. 2030年前年比は2026年比

矢野経済研究所調べ

1 市場概況

2021年における協働ロボット世界市場規模は、メーカー出荷台数ベースで44,204台、同出荷金額ベースで1,496億6,900万円と推計する。

世界的な半導体及び電子部品の不足は協働ロボット及び周辺機器の生産においても影響を多少及ぼしたが、製造業の生産低迷にあっても生産・製造における自動化ニーズの波は大きくなりつつあり、人手不足や感染症予防の為にソーシャルディスタンスの維持、生産コストの削減、製造品質の向上など、生産安定化のための対策として、協働ロボットの導入は世界的に増加した。

国別に市場をみると、中国と欧州が世界市場をリードしている。中国では米中貿易摩擦に起因する保護貿易の拡大により、米国や欧州向けなどの輸出環境が厳しくなっているが、中国国内において協働ロボットの価値に対する人々の認識・理解が深まった事から、製造業だけではなくサービス業においても導入が進んだ。

業界では、世界経済の低迷が製造業の生産高と新規受注数の継続的な縮小を招き、設備投資の減少により協働ロボットの需要が減少する懸念があったものの、2022年の出荷金額が微増で留まった欧州市場を除いて、世界各国で着実に協働ロボットの導入が増加した見込みである。世界の製造業が集まる中国や東南アジア、人手不足が深刻な米州(主に米国)、バッテリー及び半導体の製造強国の韓国を中心に、協働ロボット市場の拡大を見込む。

2 注目トピック

協働ロボットの動作速度改善に対する研究開発が進む

協働ロボットは、人間と同じ空間で協働作業が可能な産業用ロボットとして設計されているため、安全に停止できる事を前提にTCP(Tool Center Point:工具中心点)速度が250mm/s以下に設定されている。一方で、協働ロボットの動作速度を遅く設定すると、安全性はある程度確保できるが生産性が低くなるという短所がある。

近年、近くに作業者がいないときは産業用ロボットと同程度の動作速度の製品を発売するメーカーも増えている。障害物を感知するレーザースキャナなどのセンサーを設置する事で、近くに作業者がいないときは動作速度を最大化し、作業者が接近したことを検知すると自動的に減速して停止に必要な距離を縮めることで、生産性と安全性を両立できる。今後、より精密に障害物の感知や速度変換が実現できる技術が開発され、協働ロボットの普及を後押しするものと期待される。

3 将来展望

ロボットによる自動化のニーズは高まっており、協働ロボットの市場規模が拡大し、参入プレーヤーが増加している事で、関連部品のコスト削減が期待できる。そうしたことで協働ロボット本体の価格は2032年には2022年に比べて30%前後まで下がる見通しである。コスト削減により導入業界や需要分野が更に広がることで、2032年の協働ロボット世界市場規模はメーカー出荷台数ベースで432,514台、同出荷金額ベースで1兆538億2,300万円まで成長するものと予測する。

調査要綱

- ① 調査期間: 2022年10月～2023年2月
- ② 調査対象: 協働ロボットメーカー、周辺機器及び部品メーカー、ロボットSI企業、協働ロボットレンタル企業、協働ロボット導入企業・店舗、政府機関、大学・研究所、業界団体など
- ③ 調査方法: 当社専門研究員による直接面談(オンライン含む)、ならびに文献調査併用

● 協働ロボットとは

協働ロボットは産業用ロボットの一種であるが、「規定された協働作業空間で人間と直接的な相互作用をするように設計されたロボット」で、人と同じ空間に設置し、人間と協働作業が可能な産業用ロボットである。

本調査では、垂直多関節型や水平多関節型のロボットとして製作された「産業用マニピュレーティングロボット(Manipulating industrial robots)」、つまり「三つ以上の軸を持ち、自動制御によって動作し、再プログラム可能で多目的なマニピュレーション機能を持った機械」で、ロボットの安全要求事項の国際規格「ISO 10218-1」、「ISO 10218-2」、「ISO TS 15066」に適合した協働ロボットを対象とする。

● 市場に含まれる商品・サービス

産業用ロボット、協働ロボット、垂直多関節型ロボット、水平多関節型ロボット、スカラ型ロボット、ロボットシステムインテグレーション

出典資料について

- 資料名: 2023年版 協働ロボット市場の現状と将来展望
- 発刊日: 2023年02月27日
- 体裁: A4・275ページ
- 価格(税込): 220,000円(本体価格 200,000円)



アナリスト
eyes

畑とシェアするエネルギー

2023年2月
理事研究員 清水 豊

拡大するソーラーシェアリング

脱炭素に向けた潮流が世界的にも高まってきており、太陽光、風力、地熱、中小水力、バイオマスといった再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源といえる。

こうした世界的な情勢を背景に、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組（営農型太陽光発電、若しくはソーラーシェアリング）にも注目が集まっている。ソーラーシェアリングは、脱炭素という環境面だけでなく、収入を安定させることが難しい農業にとって、作物の販売収入に加え、売電による継続的な収入や発電電力の自家利用等による農業経営の改善が期待できる取組手法としても期待が寄せられている。

ソーラーシェアリングは、営農の適切な継続と農地の上部での発電をいかに両立していくかが取組のポイントであり、発電設備の設置には農地法に基づく一時転用の許可が必要となる。2013年に農地転用許可制度に係る太陽光発電の取扱いを明確化して以来、ソーラーシェアリング設備を設置するための農地転用許可実績は2020年度までの8年間で累積3,474件、872.7haにまで達している。太陽光パネル下部の農地で生産されている農作物は様々で、農水省実施の調査によると、2020年度末で存続しているもののうちアンケート回答があった3,313件数ベースでは、米、麦、大豆などの穀物系作物が299件（9%）、白菜、小松菜、ネギ、ミョウガ、イモなど野菜類が1,163件（35%）、柑橘、ブルーベリー、ブドウなどの果樹類が461件（14%）、サカキ、シキミ、センリョウなどの観賞用植物が994件（30%）、その他（茶、飼料作物、花卉類等）が396件（12%）となっている。野菜等の栽培が盛んで35%と最も多く、次いで観賞用植物が30%と続いている。野菜等のなかでもミョウガが多く、観賞用植物などが太陽光パネル下部で栽培されるケースが多くなっているのは、比較的暗所での栽培が可能であるため、遮光率を高くすることが可能となり、単位面積当たりの太陽光パネルを増加させることが可能なためである。

ソーラーシェアリングの課題

ソーラーシェアリングは拡大が続いているものの課題も多く、特に農地転用が一つの関門となっている。全国の市町村に設置されている農業委員会のソーラーシェアリングに対する考え方は地域により濃淡があり、すでに多くのソーラーシェアリングが導入されている地域では、好意的に受け止められている。一方で、地域により農業委員会の許可が下りにくいケースもあることが課題となっている。当初定められた農地転用許可制度に係る

太陽光発電の取扱い規定では、一時転用許可期間は3年以内とされ、再申請により更新可能とはいえ、発電設備投資に伴う長期融資を受けづらいことも課題の一つである。また、太陽光パネル下部の農地で生産される農作物は、周辺地域の標準収量の8割以上の確保が必要となるなど、数多くの問題が指摘されてきた。

こうした業界関係者からの声に応える形で、2018年には農地転用許可の取扱いを見直し、認定農業者等の担い手が営農する場合や荒廃地を活用する場合等には一時転用許可期間を3年以内から10年以内に延長され、さらに2020年度末には、荒廃農地を再生利用する場合は、概ね8割以上の単収を確保する要件は課さず、農地が適正かつ効率的に利用されている否かによって判断するなどの見直しが行われてきた。

ただ、農地転用許可制度に係る太陽光発電の取扱いについて、段階的に見直しが行われているとはいえ、太陽光発電のFIT価格の下落により、投資回収に10年以上（15年程度）掛かるため、仮に、「担い手農家（※認定農業者）による営農」、「農用地区域内を含む荒廃農地を活用」、「農用地区域以外の第2種農地もしくは第3種農地を利用」などといった条件をクリアし、10年間の農地転用が認められたとしても、それを超える融資を受けにくい状況には変わりはない。また、「周辺地域の標準収量の8割以上の確保」という条件についても、荒廃農地を再生利用する場合には条件が緩和されたとはいえ、周辺地域で栽培されていない作物を栽培する場合、反収（作物の1反当たりの収量）10割の基準がそもそもなく、適正な営農が継続的に行われているかの判断根拠が不明瞭との指摘もある。

その他、遮光率が30%程度であれば、一般的には多くの作物の生育には問題が無いものの、荒廃農地を活用した場合は十分な土壌改良をしないと生育が悪い場合も発生する。

今後のソーラーシェアリング

このように課題、問題点も多く、これからの制度整備や柔軟な運用・支援など、改善すべき点も多いソーラーシェアリングであるが、一般の野立て太陽光発電にはないメリットも多い。例えば、パネルは2m以上の高所に設置されることから、パネル上に影ができないことや、また下部で作物を栽培し、農業従事者が管理しており、雑草管理が容易という側面もある。

2020年度末現在、営農型太陽光発電設備の設置者は、主として発電事業を営んでいる発電事業者が設置したものが63%、農業者や農地所有者が設置したものが37%と、発電事業者による設置が多数を占めている。ただ、発電事業者が設置している場合でも、売電収入の一部が、営農維持費や賃借料等として農地所有者や農業者に還元されているケースもあり、太陽光発電事業者と営農者の双方にメリットがある。

今後のソーラーシェアリングの在り方としては、太陽光発電事業者と営農者という枠組みを超えて、地域や農業エリアと調和したモデル導入を促すことが重要となる。農村エリアや都市近郊など、全国に広く分布する農地上部に太陽光発電設備を設置するという立地上の利点を活かし、地域の再生可能エネルギーと自管線・系統配電線を活用することで、下部農地や近隣農林漁業関連施設、公共施設等で発電した電力利用を可能とするモデルなど、多様な発電主体による分散化電源の1つとして、地域マイクログリッドに取り入れていく。各地で発生する大規模災害時・緊急時のエネルギーの安定供給、レジリエンス向上に向けた取組みモデルの中で、活かされていくことが今後のソーラーシェアリング普及にとっても重要となる。

事業内容
ビジョンを描き、成果を出す。
私たちは、マーケティングのプロフェッショナルとして、顧客の未来づくりに参画します。

Research & Planning
自主企画調査から
受託調査まで、
お客様の経営課題を
解決します。

自社企画調査資料 各業界の市場情報を独自に調査し、オリジナル資料として提供します。
受託調査 お客様の成長を具体化するための戦略的な市場調査を提案します。
シンクタンク機能 蓄積された市場情報をベースに、産業政策や公共政策について提言を行います。

会社概要
■ 会社名：株式会社矢野経済研究所 ■ 資本金：1億円 ■ 代表：代表取締役社長 水越 孝
■ 設立：1958年 創業者矢野雅雄が株式会社矢野経営研究所を設立 ■ 従業員数：198名（2022年3月現在）
1961年 株式会社矢野経済研究所と改称 ■ 加盟団体：日本マーケティング・リサーチ協会

本社 〒164-8620 東京都中野区本町2-46-2 中野坂上セントラルビル (受付 6F/YDB 5F) TEL: 03-5371-6900(代) FAX: 03-5371-6967	大阪支社 〒541-0052 大阪府大阪市中央区 安土町1-8-6 大永ビル5F TEL: 06-6266-1381(代) FAX: 06-6266-1389	名古屋支社 〒460-0004 愛知県名古屋市中区 新栄町2-3 YWCAビル3F TEL: 052-962-2461(代) FAX: 052-962-1920	ソウル支社 〒110-755 ソウル特別市鍾路区 鍾路1ギル42 402号 (寿松洞、Leemaビル) TEL: +82-2-735-2280 FAX: +82-2-735-2290	上海事務所 〒200041 上海市静安区 南京西路1038号 梅龍鎮広場1609A室 TEL: +86-21-6218-1805 FAX: +86-21-6218-6822
--	--	---	--	---

● 問い合わせ先 ●
マーケティング本部 地域営業推進グループ
電話 03-5371-6911 メール marketing@yano.co.jp

これらの記事は
当社のHPで
ご覧頂くことが
できます。
調査や資料の
お問い合わせは
こちらまで。